

地方公共団体による 行政計画等の策定について （厚生労働省）

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄）における 地方公共団体の計画策定の位置づけ（市町村計画）

市町村による行政計画の策定

ア 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村は、促進法第14条第1項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- ・ 目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ・ 目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること。また、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針
- ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- ・ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ 具体的な策定方法等

- ・ 市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当てるため単体の計画として策定する方法などが考えられる。
- ・ 中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。
- ・ 市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実にを行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ・ 計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に参加するなど積極的な協力が期待される。

ウ 留意事項

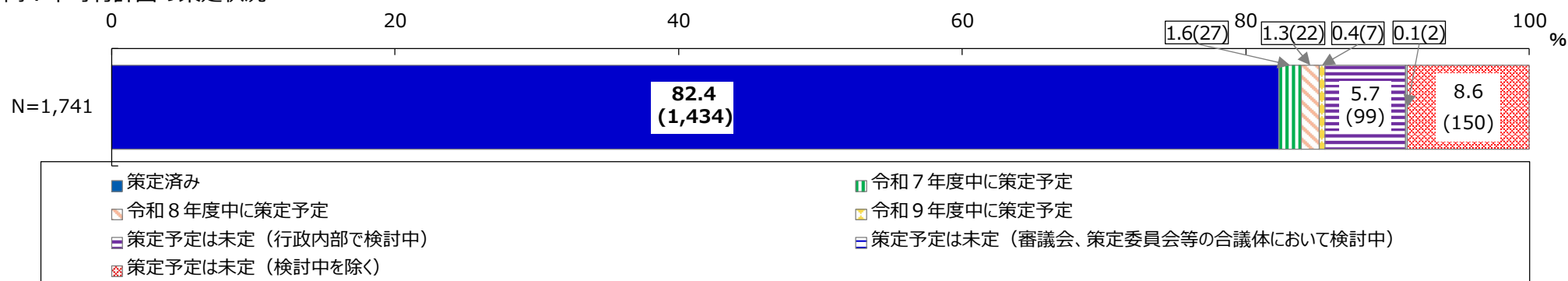
- ・ 市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができるよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。
- ・ なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

2. 市町村計画の策定・見直し状況 ① 市町村計画の策定状況と位置づけ

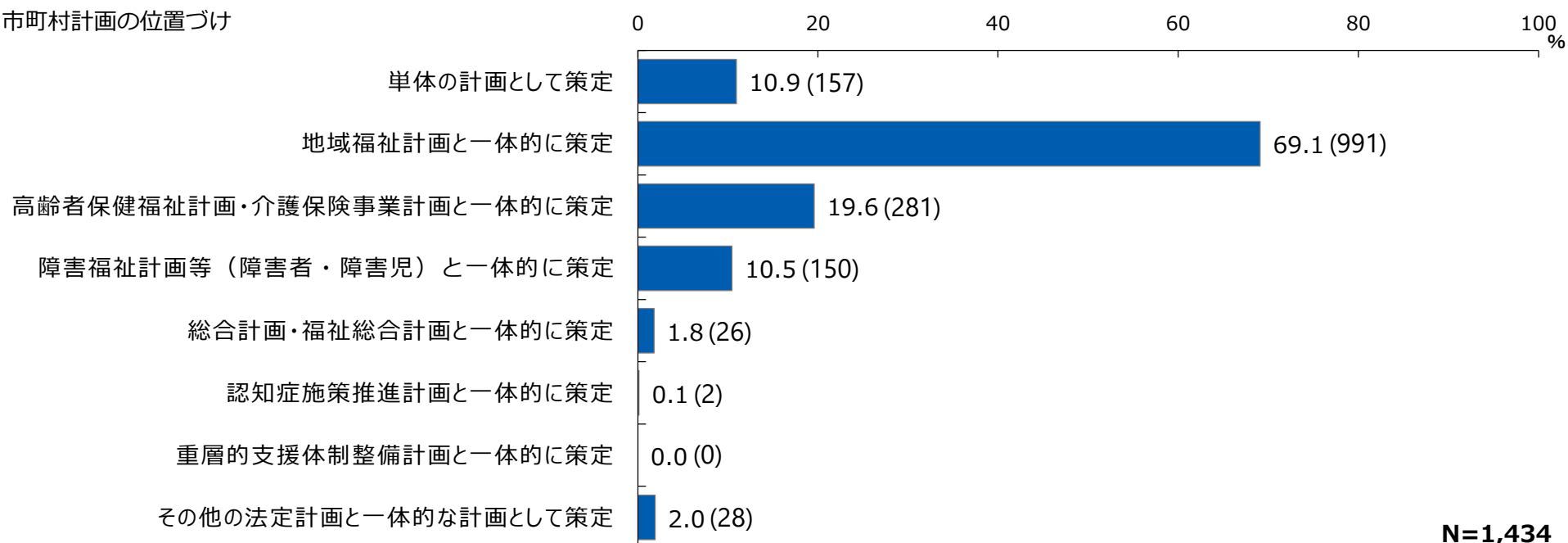
市町村計画を策定済みの市町村は1,434市町村で、全市町村の82.4%となっている。策定済みの市町村のうち、地域福祉計画と一体的に策定している市町村が991市町村と最も多く、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害福祉計画と一体的に策定している市町村があるほか、単体の計画として策定している市町村もある。

問：市町村計画の策定状況

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



問：市町村計画の位置づけ

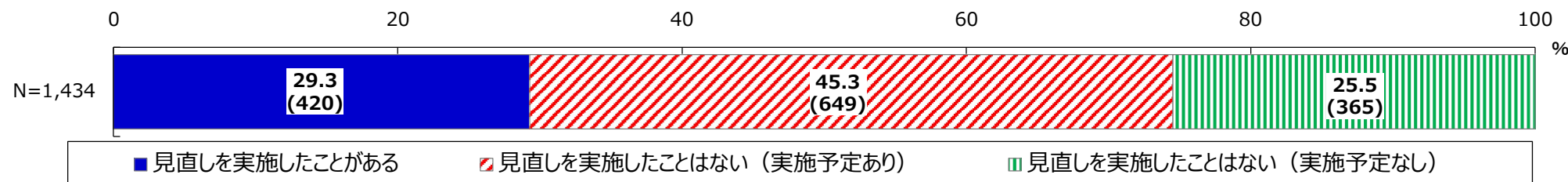


2. 市町村計画の策定・見直し状況 ② 市町村計画の見直しの実施有無と内容

市町村計画を策定済みの1,434市町村のうち、見直しを実施したことがある市町村は29.3%、見直しを実施したことはないが実施予定がある市町村は45.3%となっている。見直しでは、計画の位置付け・構成や施策内容、数値・目標値、地域連携ネットワーク・中核機関等の推進体制、市町村長申立てや担い手確保等に関する内容の追加・変更が行われている。

問：市町村計画の見直しの実施有無

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



市町村計画の見直しで追加・変更された主な内容

1. 計画の位置付け・構成等の見直し

- ・ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画等との一体的な策定
- ・ 単独計画から地域福祉計画等への包含・一体化
- ・ 他計画の一項目から独立した章・計画への再構成
- ・ 計画期間や見直し周期の変更

2. 基本的な考え方・施策内容の見直し

- ・ 地域共生社会、権利擁護支援、意思決定支援等に関する記載の追加
- ・ 任意後見制度、日常生活自立支援事業等に関する記載の追加・見直し
- ・ 身寄りのない人への支援、終活等に関する取組の追加
- ・ 地域の課題や取組状況を踏まえた重点取組・施策内容の再整理

3. 現状・課題、数値・目標値等の更新

- ・ 人口、認知症高齢者数、障害者数等の基礎データ・数値の更新
- ・ アンケート結果や成年後見制度・相談窓口の認知度等の反映
- ・ 制度利用者数、相談件数、受任件数等の実績値の更新
- ・ 目標値等の設定・見直し

4. 地域連携ネットワーク・中核機関等の推進体制の見直し

- ・ 中核機関等の設置・位置付け、役割・機能、運営等に関する記載の追加・具体化
- ・ 地域連携ネットワークや関係機関との連携体制に関する記載の追加・見直し
- ・ 協議会・受任調整会議等の設置・運営に関する記載の追加・具体化
- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援に関する記載の追加・具体化

5. 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業・担い手確保・周知等の見直し

- ・ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の対象・要件等の見直し
- ・ 市民後見人、法人後見等の養成・育成、活動支援に関する記載追加・見直し
- ・ 親族後見人を含む後見人等への相談・支援に関する記載の追加・具体化
- ・ 成年後見制度や相談窓口の周知・啓発に関する取組の見直し

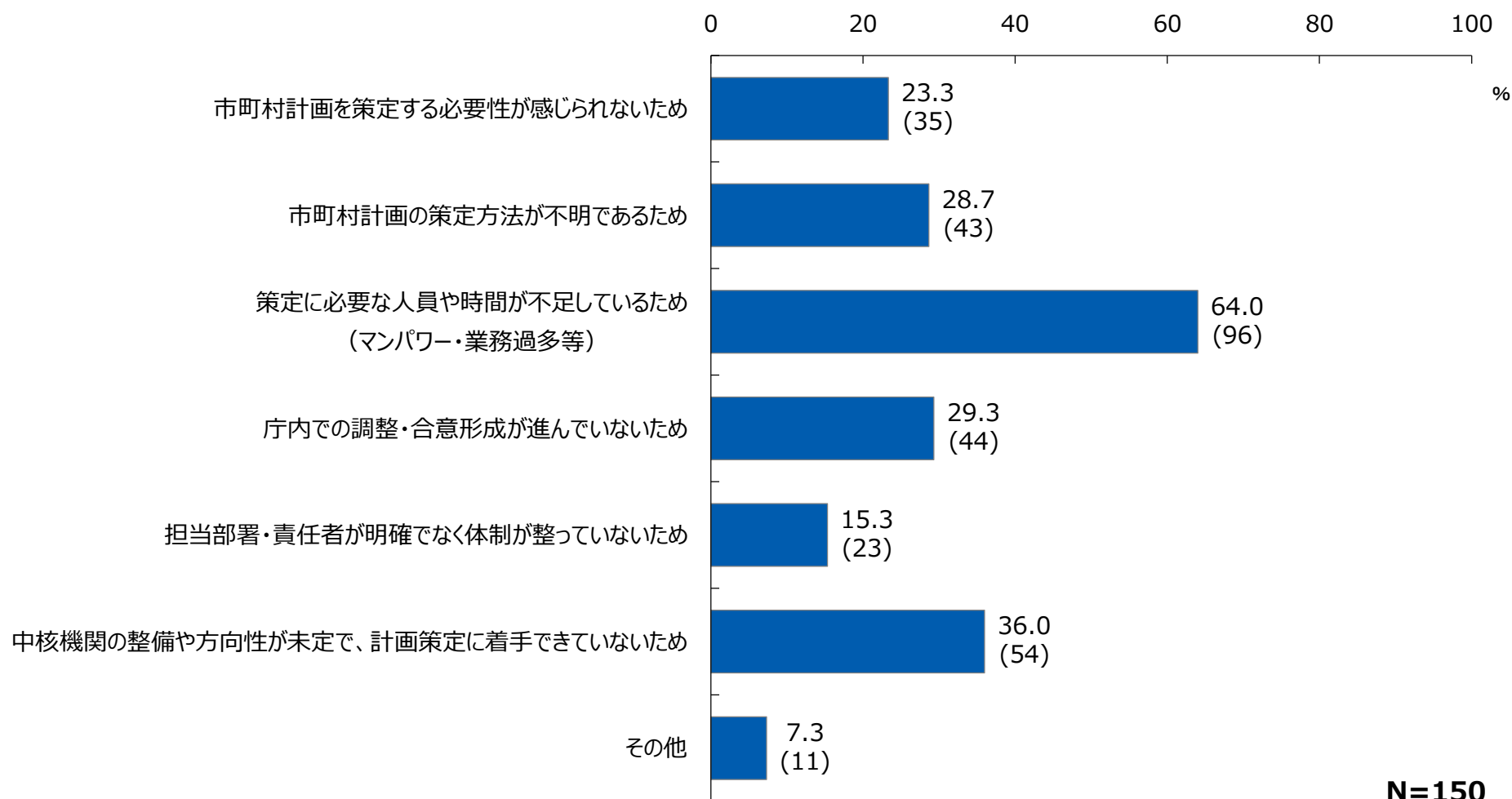
2. 市町村計画の策定・見直し状況 ③

市町村計画の策定予定が未定である理由

「策定予定は未定（検討中を除く）」と回答した150市町村では、その理由として、「策定に必要な人員や時間が不足しているため」が64.0%と最も多く、「中核機関の整備や方向性が未定で、計画策定に着手できていないため」が36.0%となっている。

問：市町村計画の策定予定が未定である理由（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



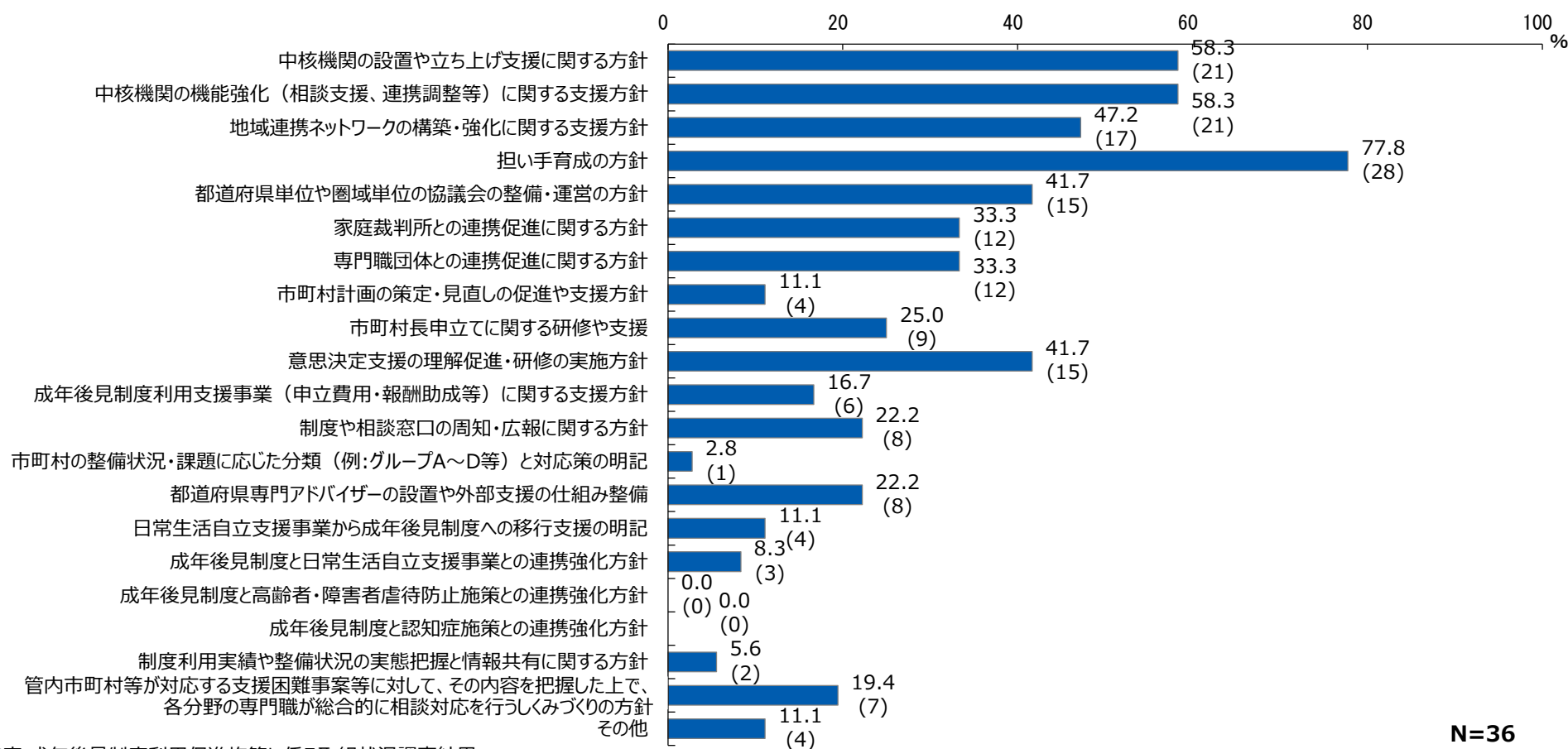
N=150

3. 都道府県の現状（１）都道府県による取組方針の策定状況と内容

成年後見制度の利用促進に関する取組方針を策定済みの都道府県は36都道府県で、全都道府県の8割弱となっている。策定済みの都道府県では、担い手育成や中核機関の設置・機能強化等の方針が多く盛り込まれている一方、市町村計画の策定・見直しの促進や支援方針を盛り込んでいる都道府県は4都道府県である。

問：都道府県による成年後見制度の利用促進に関する取組方針の策定状況

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



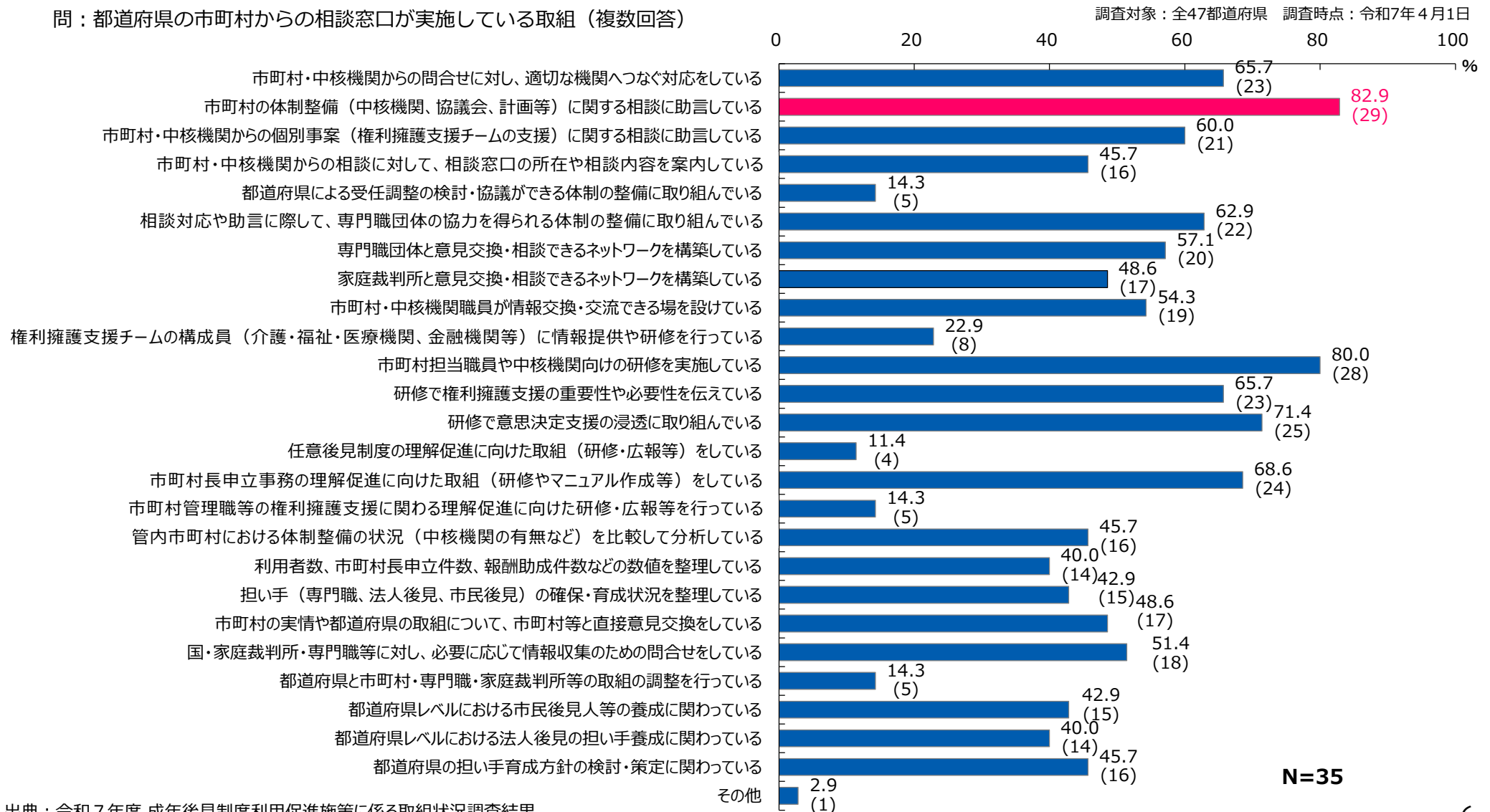
出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

N=36

3. 都道府県の現状（2） 都道府県の市町村からの相談窓口による市町村計画に関する相談の助言の実施状況

市町村からの相談窓口を設置している35都道府県のうち、29都道府県で、市町村の体制整備に関する相談として、中核機関、協議会、市町村計画等に関する助言を行っている。

問：都道府県の市町村からの相談窓口が実施している取組（複数回答）



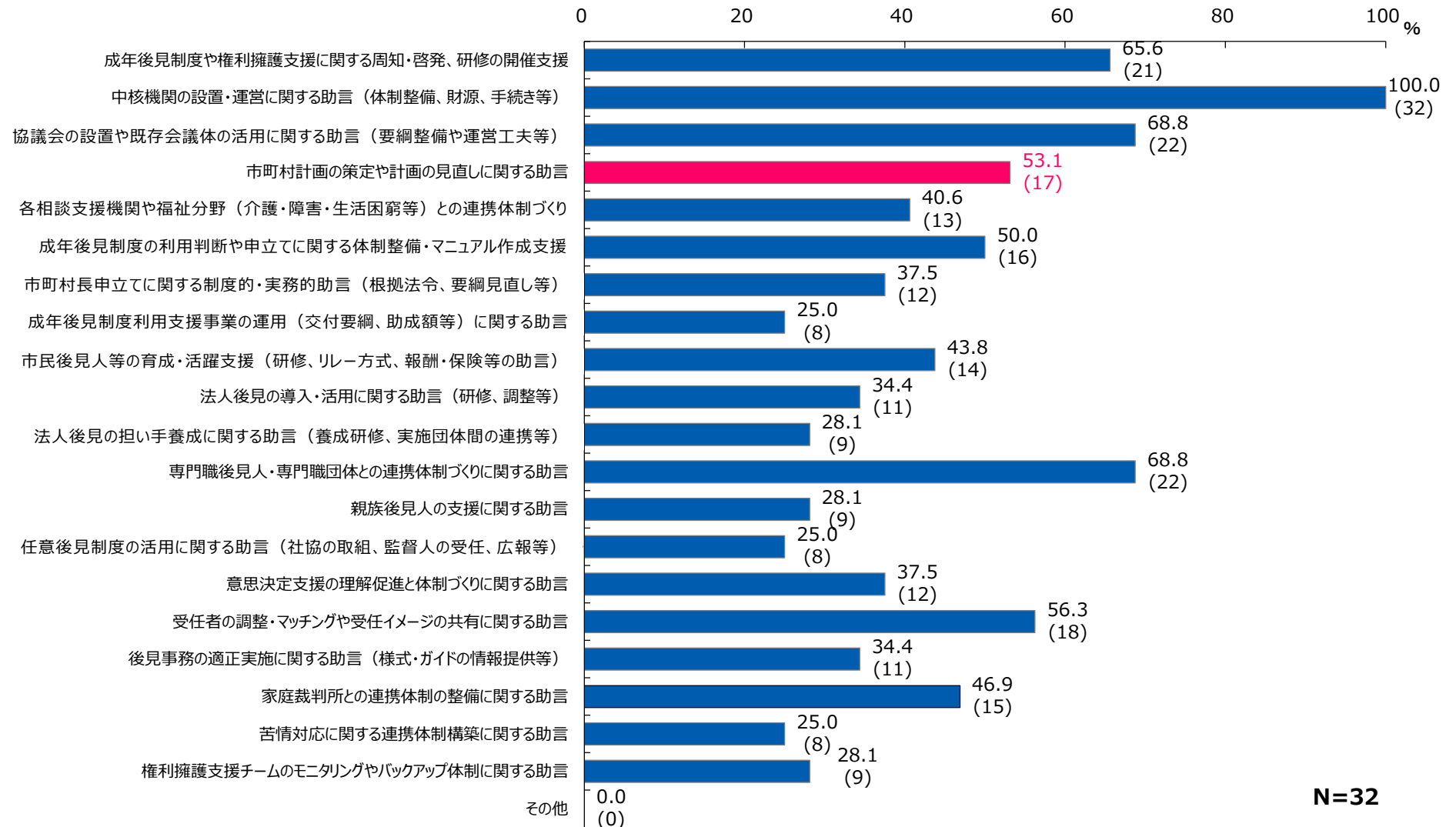
3. 都道府県の現状（3）

都道府県専門アドバイザー（体制整備アドバイザー）による市町村計画に関する助言の実施状況

体制整備アドバイザーを配置している32都道府県のうち、17都道府県で、市町村計画の策定や計画の見直しに関する助言を行っている。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=32

4. 他の行政計画との関係（1）

「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」① 手引き概要

手引きでは、市町村計画の策定を支援するため、計画策定の趣旨、計画の策定パターン、策定から見直しまでのプロセス等を示している。

（1）手引き作成の目的・背景・目次

<目的>

- 本研究事業において、以下の実現に向けて、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」作成を目的に実施。

<背景>

◎市町村による体制整備の促進：

全国各地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進を目的とした体制整備。

◎都道府県による市町村支援の促進：

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような体制整備を進めるためには、都道府県による市町村支援が不可欠。

<目次>

I 市町村編

1. 市町村計画策定の趣旨

- （1）計画策定の法的根拠
- （2）市町村計画に盛り込むことが望ましい内容
- （3）権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画
- （4）計画策定の意義と効果
- （5）計画策定の流れ

2 市町村計画のパターン

- （1）市町村計画のパターン
- （2）成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合
- （3）地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合

3 効果的な計画策定のプロセス

- （1）担当課の決定
- （2）スケジュールの決定
- （3）現状の確認
- （4）課題整理
- （5）計画策定メンバーの決定
- （6）市町村計画案の作成
- （7）意見の聞き取りと反映
- （8）計画の決定と公表
- （9）協議会への報告
- （10）計画の見直し

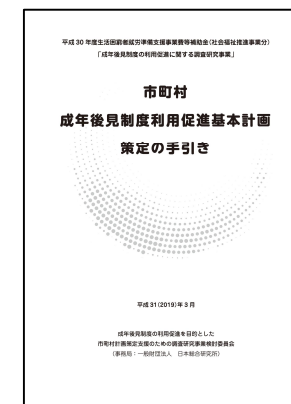
II 都道府県編

III 資料

（2）検討体制（事務局：一般財団法人 日本総合研究所）

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

氏 名	所属・役職等 ◎：委員長 ※委員の所属・役職等については、平成31年3月末日時点。
安藤 亨	愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主査
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 助教
上山 泰（◎）	新潟大学 法学部 教授
香野 遥	神奈川県 地域福祉課 主事
橘 一明	福島県南会津町役場 館岩総合支所 町民課 課長補佐（兼）総務係長
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長



4. 他の行政計画との関係（1）

「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」 ② 市町村計画のパターン

手引きでは、市町村計画の策定方法として、計画を単体で策定する方法と、地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法が示されており、それぞれの特徴と留意点が整理されている。

○ 市町村計画のパターン

計画策定方法は、大きく分けて以下の2通りが想定されます（両方策定する場合もあります）。それぞれの策定方法についての特長と留意点は以下の通りです。

	成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定	地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定
特徴	- 権利擁護支援に特化した目標を立てることができる。 - 具体的な施策目標、担当部署が明示しやすい。 - 当該計画の検討に必要な策定メンバーを選出しやすい。	- 関連する分野、施策とのつながりを提示することができる。 - アンケート調査や評価・見直しを、他の法定計画と一体的に行うことができる。 - 計画策定委員会開催にかかる経費を縮減できる。 - 上位計画や他の計画に位置づけられていると、市町村の総合計画と連動させやすく、予算確保につながりやすい。
留意点	計画の評価・見直し等、PDCAサイクルについて、その都度取り組む必要がある。	- 策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等が入っていない場合、計画に掲げている内容について、別途、チェックしてもらう必要がある。 - 具体的な内容を書き込みづらい場合は、別途、事業計画やアクションプラン等を立てることが必要となる。

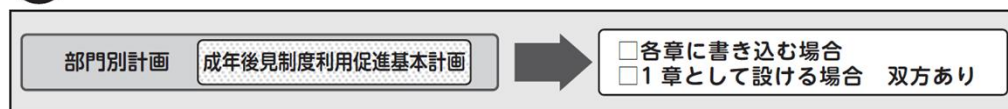
○ 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合

他の計画と一体的に策定する場合、地域福祉計画に盛り込む場合と、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画と一体的に策定する場合等が考えられます。

例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合（地域福祉計画、それぞれの計画を作成する）

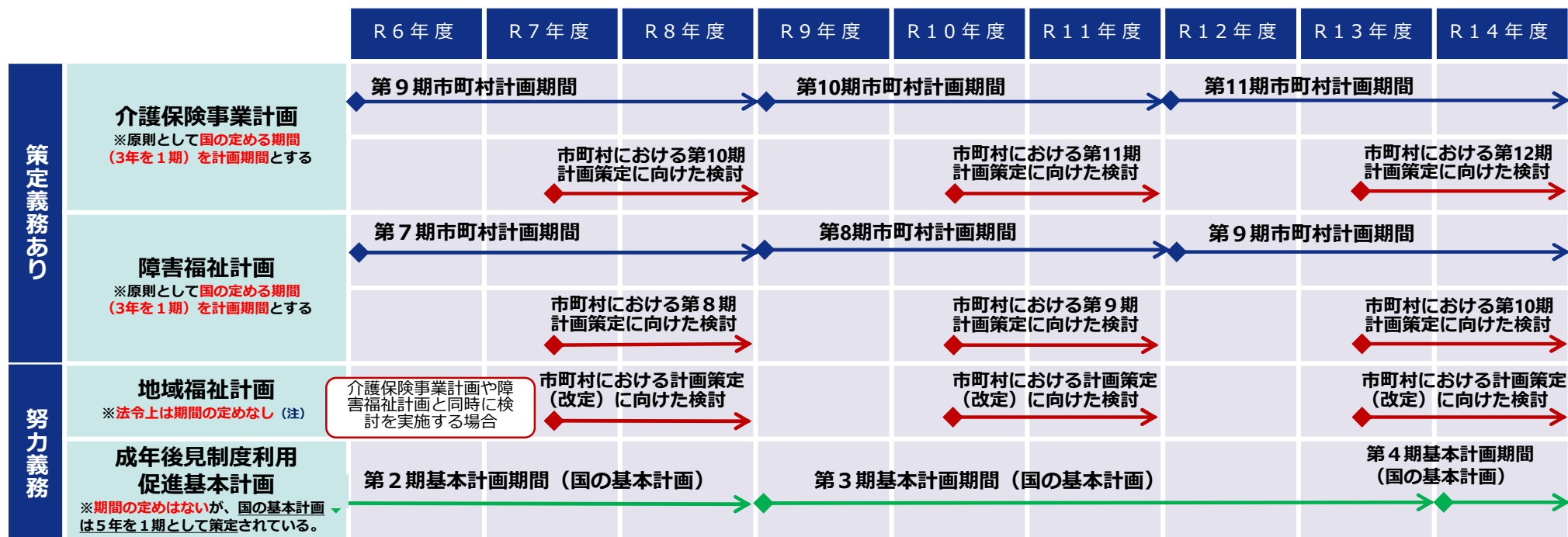


例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合（地域福祉計画の中に盛り込む）



4. 他の行政計画との関係（２） 各法令によって義務づけられている市町村計画の策定スケジュール（想定）

○各市町村計画について、国が示す基本指針・計画期間等を踏まえた各市町村における策定スケジュール（想定）は以下のとおり。



(注)「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」では以下の観点が示されている。

- ・概ね5年とし3年で見直すことが適当。
- ・ただし、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。

(参考) 介護保険事業計画及び障害福祉計画と、地域福祉計画が定めるものの調和を保つべきことについては、各法令において規定がなされている。

○介護保険法（抄）
（市町村介護保険事業計画）

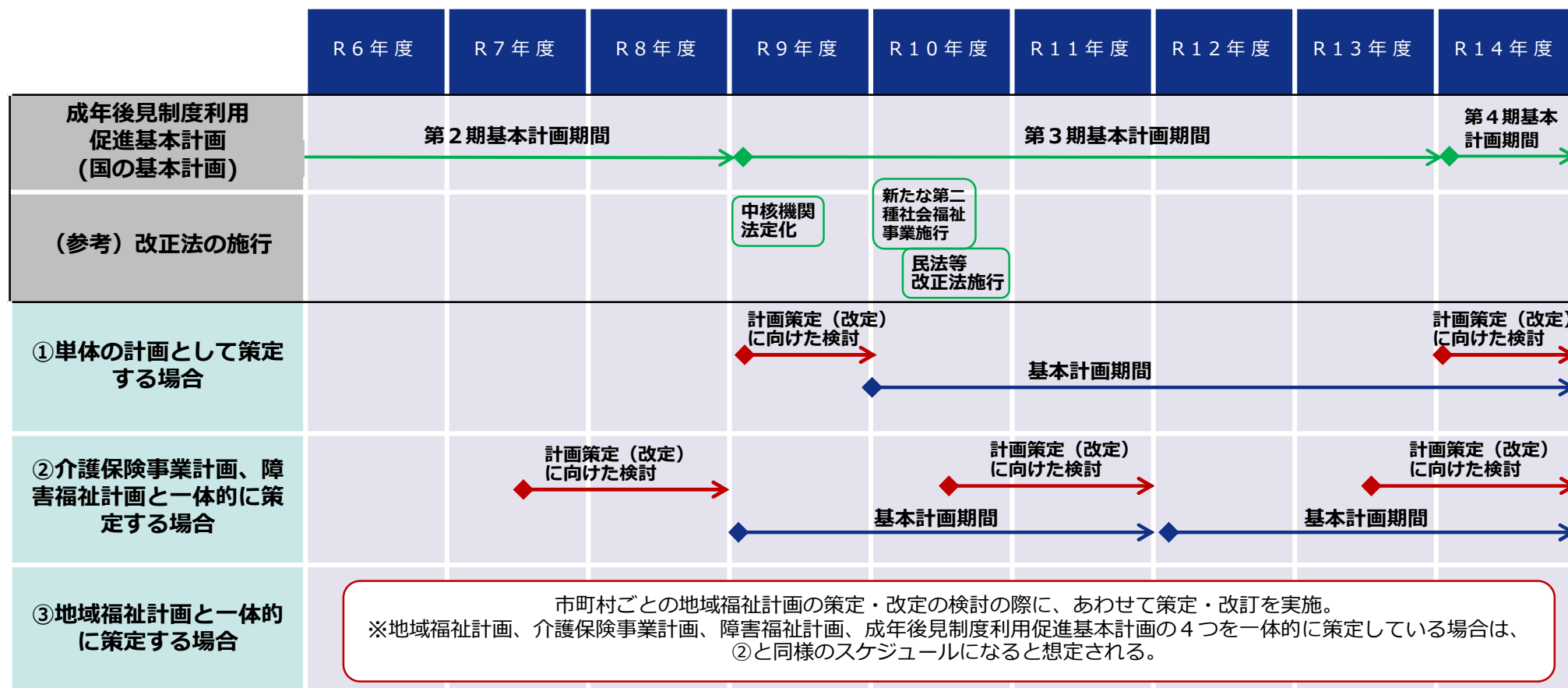
第117条第11項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○障害者総合支援法（抄）
（市町村障害福祉計画）

第88条第7項 **市町村障害福祉計画は、**障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、**社会福祉法第一百七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画**その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと**調和が保たれたものでなければならない。**

4. 他の行政計画との関係（3） 市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定スケジュール（想定）

国の成年後見制度利用促進基本計画や、他の市町村計画の策定スケジュール等を踏まえると、市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定スケジュールのパターンとしては以下が想定される。



5.現状・課題及び論点

現状・課題

- 地域の実情に応じた権利擁護支援体制の整備を計画的に推進するため、地方公共団体による行政計画を策定し、必要に応じて見直しを行うことが重要である。
- 他方、人員や時間が不足していることなどを理由として、行政計画の策定又は見直しに至っていない地方公共団体があるのが実情。
- 次期基本計画の策定後、地方公共団体においても次期基本計画を踏まえた行政計画を策定又は見直しする必要があるところ、地方公共団体にその策定を求めるに当たっては、地方公共団体の負担にも配慮する必要がある。
- 例えば、市町村には複数の行政計画があり、地域福祉計画等との一体的策定・包含も、負担軽減と施策間連携の観点から有効であると考えられる。
- また、行政計画の策定以外の場面においても、地方公共団体の負担軽減のための取組みを支援していく必要がある。

論点

- 地方公共団体による行政計画の策定又は見直しについて、実質的かつ効果的な形での策定を促進するための方策について、策定に係る負担軽減の観点を含め、どのように考えるか。
- 行政計画の策定以外の場面においても、地方公共団体の負担軽減のための取組みについて、どのようなものが考えられるか。